

法改正にかかる事務手続等の変更

平成28年法改正のポイント

29年4月1日施行

全てのNPO法人対象

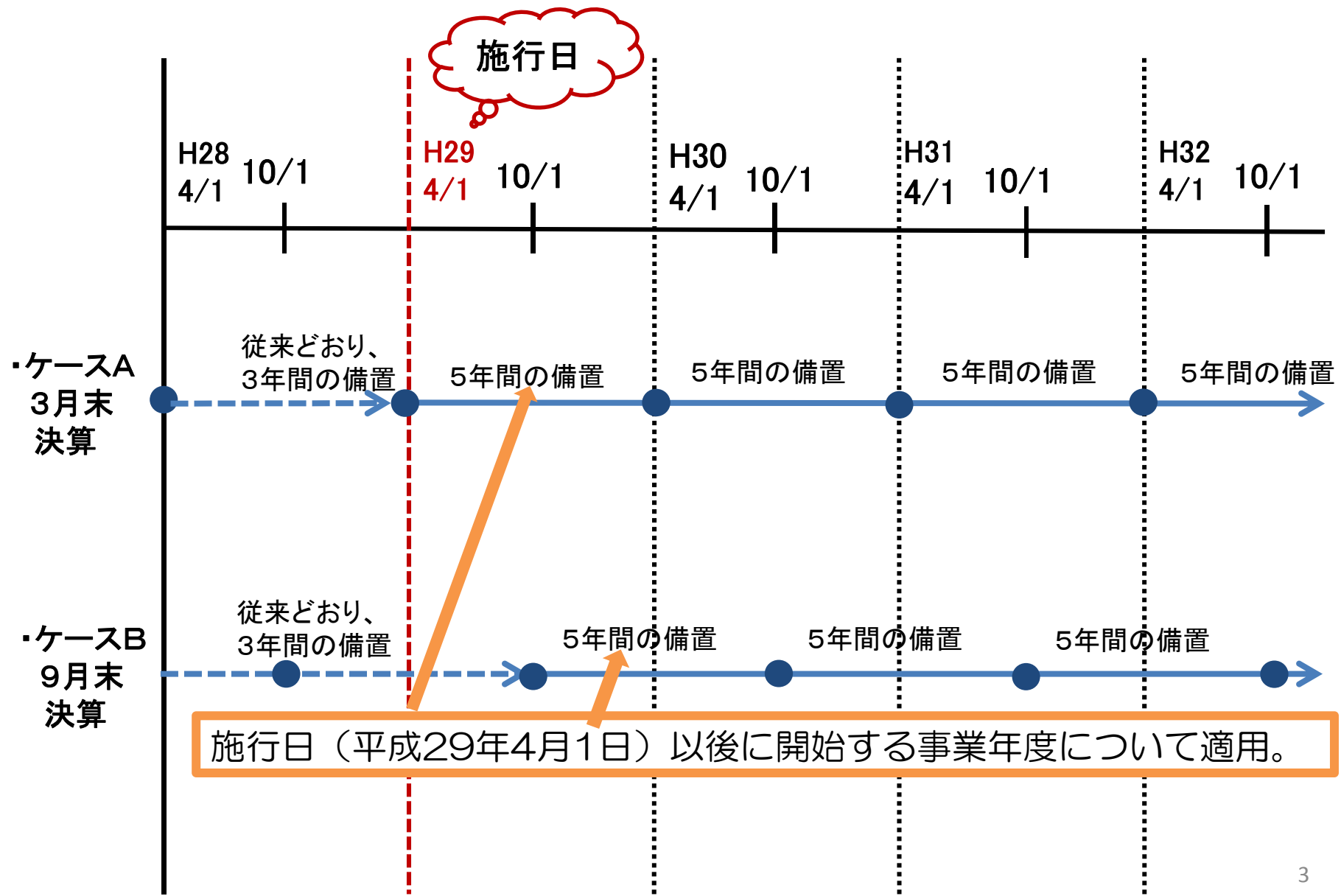
- 事業報告書等の備置期間の延長等（第28条第1項関係）（3年→5年）
- 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（第10条第2項等関係）（2カ月→1カ月）
- 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大【新】（第72条第2項関係）
- **貸借対照表の公告及びその方法【新】**（第28条の2関係）

↳ 平成30年10月1日から施行

認定・特例認定NPO法人対象

- 役員報酬規程等の備置期間の延長等（3年→5年）（第54条第2項等関係）
- 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等（第54条第4項等関係）
- 仮認定特定非営利活動法人の名称変更（仮認定→特例認定）（第2条及び第3章関係）

事業報告書等の備置期間の延長等



「資産の総額の登記」から 「貸借対照表の公告」へ

【改正前】

- 年度末日における法人の「資産の総額」について、毎年法務局へ登記する必要があった。



今後、組合等登記令が改正される予定。

【改正後】

- NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除。
- 代わりに貸借対照表の公告を遅滞なく行うことが義務付けられた(平成30年10月1日から公告実施)。

→貸借対照表の公告について、現行の定款に規定している公告方法と別に設定する場合は定款変更が必要。

貸借対照表の公告を実施するまで ～事前準備～

法人の定款の条文を確認し、貸借対照表の公告方法を選択。

作成した定款案をもとに総会で決議を行う。

所轄庁(市民協働推進課)に定款変更届出書を提出。

選択した公告の方法により、貸借対照表の公告を行う。

平成30年10月1日から公告を
確実に行ってください！！

貸借対照表の公告の方法を選択

●方法(公告期間)

【①官報・日刊新聞紙(年に1回)】

→毎年掲載料が発生。

【②法人のホームページ(5年間)】

不特定多数の方が情報の提供を受けられる状態にあること。

※ブログの場合、掲載場所が明確であれば可。

※SNS(LINE、ツイッター、Facebook等)はホームページとして適していません。

※無料かつ事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態であり、法定公告期間中継続して掲載できることが必要。

【③内閣府ポータルサイト(5年間)】

→法人自らユーザー登録が必要。

※登録を完了するまでには時間を要します。

【④主たる事務所の掲示場(公告した日から1年間)】

→公衆の見やすい場所であることが必要。

貸借対照表の公告方法について 条文の記載例

①法人のホームページで公告する方法(5年間掲載)

第〇条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。**ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。**

②内閣府ポータルサイトで公告する方法(5年間掲載)

第〇条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。**ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。**

③主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して公告する方法(1年間掲載)

第〇条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。**ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。**

相模原市に 定款変更届出書を提出

	提出書類	部数
①	定款変更届出書（第10号様式）	1部
②	総会の議事録の写し	1部
③	最新の定款（全文記載のもの）	2部

第10号様式(第10条第1項関係)

定款変更届出書

平成30年 月 日

主たる事務所の所在地 相模原市〇〇区〇〇〇〇
法人の名称 NPO法人 〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 〇〇〇〇 印
電話番号 〇〇〇-□□□-△△△
ファクシミリ番号 〇〇〇-□□□-△△△

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第6項の規定により、届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

定款変更届出書の記載例

	新	旧
<p>①官報に掲載</p> <p>②◇◇県において発行する□□新聞に掲載</p> <p>③この法人のホームページに掲載</p> <p>④内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載</p> <p>⑤この法人の主たる事務所の掲示場に掲示から選択。</p>	<p>NPO法人 ○○○○ 定款</p> <p>略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第○条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、○○○○○○して行う。</u></p>	<p>NPO法人 ○○○○ 定款</p> <p>略</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第○条 この法人の<u>解散事由に係る公告は、官報に掲載して行う。</u></p>
<p>変更の内容</p>	<p>以下略</p> <p>附則</p> <p><u>この定款は、平成○年○月○日から施行する。</u></p>	<p>以下略</p> <p>旧・新定款について変更部分には、全て下線を引く。</p> <p>総会の議決日と同日。</p>
<p>変更の理由</p>	<p>貸借対照表の公告の方法を定款で定める必要があるため。</p>	

1 日時 年 月 日 時から 時まで

2 場所

3 社員総数 名

4 出席者の数 名(うち書面表決者 名、電磁

5 議事録署名人 〇〇〇〇、〇〇〇〇

6 議題

(1) 第1号議案

(2) 第2号議案

定款の変更について

.....について

7 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 第1号議案

定款の変更について

定款第〇条の変更を諮ったところ、満場異議なく承認された。

(2) 第2号議案

.....について

議題に「定款の変更」がある

なお、定款変更認証申請に必要な手続は、理事長 へ

年 月 日

議長
議事録署名人
議事録署名人

(議事録) 定款の記載例

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2

- 議事録は法人ごとに定款で定めた内容を記載
- 総会の開催は社員総数の2分の1以上の出席。
定款変更の議決数は出席した社員の4分の3以上【原則】

貸借対照表の公告開始期間 3月決算法人の場合

活動期間終了後に行うこと

活動期間 (事業年度)	H28.4— H29.3	H29.4— H30.3	H30.4— H31.3
資産総額の 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	不要
貸借対照表の 公告	不要	年度終了後から H30.10.1まで に公告	年度終了後、 遅滞なく公告
事業報告書等の 備置期間	作成後 3年間	作成後 5年間	作成後 5年間

貸借対照表の公告開始期間 2月決算法人の場合

活動期間終了後に行うこと

活動期間 (事業年度)	H28.3— H29.2	H29.3— H30.2	H30.3— H31.2
資産総額の 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	不要
貸借対照表の 公告	不要	年度終了後から H30.10.1まで に公告	年度終了後、 遅滞なく公告
事業報告書等の 備置期間	作成後 3年間	作成後 3年間	作成後 5年間

貸借対照表の公告開始期間

6月決算法人の場合

活動期間終了後に行うこと

活動期間 (事業年度)	H28.7— H29.6	H29.7— H30.6	H30.7— H31.6
資産総額の 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	不要
貸借対照表の 公告	不要	年度終了後から H30.10.1まで に公告	年度終了後、 遅滞なく公告
事業報告書等の 備置期間	作成後 3年間	作成後 5年間	作成後 5年間

貸借対照表の公告開始期間 9月決算法人の場合

活動期間終了後に行うこと

活動期間 (事業年度)	H27.10— H28.9	H28.10— H29.9	H29.10— H30.9
資産総額の 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	不要
貸借対照表の 公告	不要	H30.10.1以降 遅滞なく公告	年度終了後、 遅滞なく公告
事業報告書等の 備置期間	作成後 3年間	作成後 3年間	作成後 5年間

貸借対照表の公告開始期間 12月決算法人の場合

活動期間終了後に行うこと

活動期間 (事業年度)	H27.1－ H28.12	H28.1－ H29.12	H29.1－ H30.12
資産総額の 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	年度終了後 3カ月以内に 登記	不要
貸借対照表の 公告	不要	H30.10.1以 降遅滞なく公告	年度終了後、 遅滞なく公告
事業報告書等の 備置期間	作成後 3年間	作成後 3年間	作成後 5年間

貸借対照表の公告の対象年度について



	H28 4/1	10/1	H29 4/1	10/1	H30 4/1	10/1	H31 4/1	10/1		
3月 決算法人	H28年度		登記	H29年度		登記	貸	H30年度		貸
	H27年度		登記	H28年度		登記	H29年度		登記	貸
	H28年度		登記	H29年度		登記	貸	H30年度		貸
6月 決算法人	H27年度		登記	H28年度		登記	貸	H29年度		貸
	H28年度		登記	H29年度		登記	貸	H30年度		貸
	H29年度		登記	H30年度		登記	貸	H31年度		貸
9月 決算法人	H27年度		登記	H28年度		登記	貸	H29年度		貸
	H28年度		登記	H29年度		登記	貸	H30年度		貸
	H29年度		登記	H30年度		登記	貸	H31年度		貸
12月 決算法人	H27年度		登記	H28年度		登記	貸	H29年度		貸
	H28年度		登記	H29年度		登記	貸	H30年度		貸
	H29年度		登記	H30年度		登記	貸	H31年度		貸

- 資産の総額の登記を行う年度
- 貸借対照表の公告を行う年度
- 両方行う年度